平成２３年（フ）第１８０号
愛知県新城市野田字大野田16番地３
債務者　松本　尋子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１８１号
長崎県長崎市西北町45番15号、旧住所大阪府東大阪市菱江２丁目７番26―405号
債務者　竹中　友洋
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　利雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５６号
宮城県黒川郡富谷町富ヶ丘１丁目６番５号、前住所岩手県東磐井郡藤沢町黄海字深堀246番地35
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第６０号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前18番地８市営住宅田中団地92号
債務者　大畑　清美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第９９号
奈良県大和高田市土庫１丁目13番25号
債務者　酒井　武雄
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
奈良県北葛城郡王寺町本町２丁目13番５号
債務者　古田　英次
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
奈良県葛城市疋田38番地12
債務者　奥村　賢治
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
奈良県宇陀市大字陀小附1053番地
債務者　仲岡まゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
奈良県香芝市今泉792番地の７
債務者　西井　政雄
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
奈良県大和高田市日之出西本町６番10―307号
債務者　米岡　直紀
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺1614番地
債務者　鳥山　秀子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
奈良県橿原市新口町110番地の３　ハイツまほろば102、前住所奈良県橿原市上品寺町392番地の２
債務者　三輪　尚志
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
奈良県橿原市地黄町332番地の２　第一塩井マンション102、前住所奈良県高市郡高取町大字藤井180番地
債務者　大谷　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
奈良県磯城郡田原本町236番地
債務者　森川　典彦
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７１１号
大阪府高槻市南総持寺町７番28―206号
債務者　金崎　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９６５号
大阪府豊中市宮山町１丁目４番31号
債務者　長谷川清子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４２０号
大阪市東淀川区南江口３―14―10　マルビシマンション601、住民票上の住所大阪市東淀川区井高野１丁目33番２―401号
債務者　太田垣草苗
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部